AG_{28} ＝ 0.0413
AG_{29} ＝ 0.0416
AG_{30} ＝ 0.00169
$AG_{令元}$＝ 0.00104
$AG_{令2}$ ＝ 0.00182

AH_n　n 年度において発行について同意又は許可を得た公共事業等に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るもの及び平成 23 年度から令和 2 年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債を除く。）のうち高速自動車国道建設事業に係るものの額に相当する額

AI_{23} ＝ 0.029
AI_{24} ＝ 0.029
AI_{25} ＝ 0.028
AI_{26} ＝ 0.028
AI_{27} ＝ 0.027
AI_{28} ＝ 0.0258
AI_{29} ＝ 0.0260
AI_{30} ＝ 0.00106
$AI_{令元}$＝ 0.00065
$AI_{令2}$ ＝ 0.00114

AJ_n　n 年度において発行について同意又は許可を得た公共事業等に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るもの、平成 23 年度から令和 2 年度までの各年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債として総務大臣が指定するもの及び平成 23 年度から令和 2 年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債を除く。）のうち高規格幹線道路建設事業に係るもの（高速自動車国道建設事業に係るものを除く。）の額に相当する額

AK_{23} ＝ 0.029
AK_{24} ＝ 0.029
AK_{25} ＝ 0.028
AK_{26} ＝ 0.028
AK_{27} ＝ 0.027
AK_{28} ＝ 0.0258

AG_{28} ＝ 0.0414
AG_{29} ＝ 0.0018
AG_{30} ＝ 0.00169
$AG_{元}$＝ 0.00104

AH_n　n 年度に発行について同意又は許可を得た公共事業等に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るもの及び平成 23 年度から令和元年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債を除く。）のうち高速自動車国道建設事業に係るものの額に相当する額

AI_{23} ＝ 0.030
AI_{24} ＝ 0.029
AI_{25} ＝ 0.029
AI_{26} ＝ 0.028
AI_{27} ＝ 0.027
AI_{28} ＝ 0.0259
AI_{29} ＝ 0.0012
AI_{30} ＝ 0.00106
$AI_{元}$＝ 0.00065

AJ_n　n 年度に発行について同意又は許可を得た公共事業等に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るもの、平成 23 年度から令和元年度までの各年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債として総務大臣が指定するもの及び平成 23 年度から令和元年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債を除く。）のうち高規格幹線道路建設事業に係るもの（高速自動車国道建設事業に係るものを除く。）の額に相当する額

AK_{23} ＝ 0.030
AK_{24} ＝ 0.029
AK_{25} ＝ 0.029
AK_{26} ＝ 0.028
AK_{27} ＝ 0.027
AK_{28} ＝ 0.0259